

適正処理に向けて



理事長
黒瀬 栄治

私共、広島県環境整備事業協同組合（広環協）は廃棄物の適正処理を活動理念とし、県内広域を網羅する一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理業者を組合員とする事業協同組合であります。

言うまでもなく、し尿や浄化槽汚泥を含む一般廃棄物の処理は、市町村の固有の事務であり、廃掃法に定められた市町村の処理責任のもと旧来より適正処理が図られて参りました。その点において排出者責任による自由な営業活動を基軸としてきた歴史を有する産業廃棄物の世界とは一線を画するものであり、昨今のリサイクルに名を借りた不法投棄の横行を見る時、廃棄物

の処理においては経済活動を助長する規制緩和の流れを断ち、廃掃法の目的である適正処理を確保するためにも規制強化の本流を死守すべきものであると確信しております。

つまり、廃棄物の適正処理を確保するためには廃掃法第七条の趣旨に明示されるとおり、清掃事業の適正かつ円滑な遂行の為、処理計画に基づく責任区域（地区制）を定める事は当然のことであります。現実、ほとんどの市町村において地区制が実施されておりますが、自らの処理責任を放棄した一部の市町村において、廃掃法の基本理念と逆行した競争原理を当然とする本末転倒な現象が見受けられる

ことは法治国家の出来事とは思えず甚だ残念であります。

さて、私が本年の五月二十五日広環協通常総会にて理事長を拝命し、二カ月が過ぎようとしておりますが、冒頭にも述べましたように当組合は、私共の活動理念である一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の適正処理を推進する為に、組織運営委員会、適正処理推進委員会、合理化対策委員会、浄化槽委員会、一廃清掃委員会、公団業務検討委員会、広報委員会という七つの委員会を設置し、七委員会を軸に事業活動をおこなっております。とりわけ広島市、福山市、三原市及び、安芸郡四町、音戸町などを重点的に、進めてまいりました合理化の推進については、今後、さらに協議、交渉を重ね、完結を見る時期であると決意しておりますので何卒、会員の皆様の御理解と絶大なる御支援を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

また、わが国の浄化槽による汚水処理技術の向上は目覚ましいものがあり、一般家庭を対象に設置される小型合併浄化槽による汚水処理技術は、技術の躍進により、下水道処理施設と同等

世界のトップレベルの技術を有するまでに至っております。私共はこの「浄化槽」を将来における生活排水処理の柱として、普及、促進していく事こそが廃棄物処理法の目的である「生活環境の保全」と「公衆衛生の向上」を図ることにつながると同時に私共業界の生き残っていく道でもあると考えます。その為にも、全国共通の「維持管理システム」の確立、及び「維持管理料金の適正化」こそ私共業界が自的努力し、クリアしていかねばならない課題であります。

さらに市町村合併に伴う、一般廃棄物の継続的適正処理の確保ならびに処理計画の見直しが私共に及ぼす影響、或はすでに締結済みの合理化協定などに関する諸問題等々、課題は山積しておりますが、今後とも適正処理を遂行するという当組合の大道理念の基、誠心誠意、全力を傾注していく所存でありますので組合員の皆様、関係諸団体の皆様方の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

報
大環協

発行者

広島県環境整備
事業協同組合

〒730-0026
広島市中区田中町5番9号
TEL (082) 246-0340
FAX (082) 248-1258

環境整備事業関係広報紙

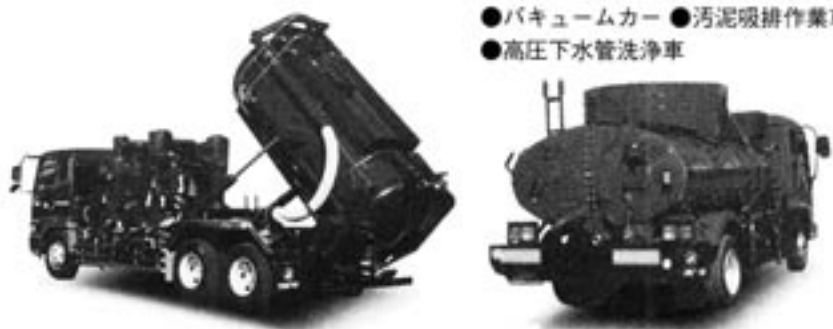
第 15 号

本紙は一般廃棄物・浄化槽保守点検清掃等の取扱業者による広報紙です。
会員、関係企業に頒布しております。

目次

適正処理に向けて（理事長あいさつ）	1面
各委員会 委員長あいさつ	2面
レポート	3面
「廃棄物適正処理推進大会」開催概要	4面

東急車輛の環境整備車両



東急車輛製造株式会社
大嘗エンジニアリング

〒154-0004
東京都世田谷区太子堂4-1-1 キーロッドタワー
TEL 03 (5431) 1082



日産化学工業株式会社
大田支店 山形県大田町4-2-1 山形第一ビル7F 023-622-0001

山下藥品工業株式会社
兵庫県西宮市御供町3-22 TEL. 079-441-1111

總經銷處：上海

ライトク

[illegible]

各委員会 委員長あいさつ

廃棄物の適正処理を目指して…



適正処理推進委員会
委員長 沈 勝義

今年度の適正処理推進委員会は、市町村合併による我々一般廃棄物を扱う業者への影響調査、一般廃棄物に関する制度的な規制緩和の動向注視、そして、いわゆる「青ナンバ」問題など、業界を取り巻く諸問題への対応といった大きく分けて三つの課題について積極的に取り組んで参ります。なかでも広島県は市町村合併に関して全国的に見ても

数多くの合併
地域を抱えて

います。すでに合併を終了した市町村もたくさんありますが、残りの多くも合併特例法の優遇措置が受けられる平成十六年度末を目途に合併すべく、様々な合併協議がなされている最中であると思います。ただそこで懸念されるのが我々一般廃棄物処理業者への影響です。本来一般廃棄物の処理は市町村固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）の目的である「国民の生活環境保全及び公衆衛生の向上を図る」ための適正処理の確保を目的に進められるべきでしょう。合併により一般廃棄物の処理体制に混乱を招かないよう十分に協議されることが望まれます。その為の調査及び要望を早急に行なっていきたいと考えて

おります。

また近年、一般廃棄物の取扱いについて規制緩和を要求する声が上がっています。これまで市町村の処理責任のもと適正に処理されてきた経緯を踏まえるならば、安易な規制緩和は不適正処理を招くことが懸念されます。これらの案件に対しても、全国環境連を通じ環境省をはじめ関係省庁の動向を注視していく必要があります。

置き去りにされた「処理責任」



合理化対策委員会
委員長 川村 広晶

私達は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）の定めにより、市町村が策定する処理計画に従って、定められた区域内から発生する限られた業務量によって業を営み、市町村の固有事務を代行して参りました。

しかし、近年は国の施策による急速な下水道等の整備に伴い、私達の業務量は減少の一途を辿り、経営に著しい影響を及ぼす事態が発生しております。

この現象は、結果的に市町村が処理責任を有する一般廃棄物の継続的適正処理を困難とすることから、国は一般廃棄物処理業の業務の安定を保持するとともに廃棄物の適正処理に資することを目的として、昭和五十年に「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する

特別措置法」

（合特法）を

制定し、広島県においても合特法の制定された趣旨に鑑みて市町村と業者間において締結された合理化協定に基づく代替業務等による合理化措置が現在も講じられております。

ところが私達は下水道化に続き、またぞろ「市町村合併」という言わば地域の再編によって翻弄され、自らの生命線とも言える許可区域が有名無実と化すると同時に、今日までの合理化協議も水泡と帰する危機に身をさらされつつあります。現に市町村合併に乘じて、実質上の新規許可ともいえる許可区域の拡大や変更が、私達の死活問題であるにもかかわらず、一方的且つ平然と行われたり、市町村合併後の一般廃棄物処理については一切関知しないとする市町村の態度は、戦後、市町村と共に一般廃棄物の適正処理を担ってきた私達一般廃棄物処理業者の歴史を軽んずるばかりでなく、継続性を求められる地方自治の運用上から見ても極めて無責任な態度と言わざるを得ません。仮にもこのような暴挙が全国的に認められるならば、永い年月をかけて構築されてきた現在の一般廃棄物の適正処理システムは即時崩壊し、

合併処理浄化槽に求められていること



浄化槽委員会
委員長 佐伯 光生

「広島県の下水道二〇〇三」（広島県土木建築部都市局都市総室下水道室・平成十五年十二月）の一文をご紹介します。「本県の平成十四年度末における下水道普及率は六〇・八％と全国平均の六五・二％に比べてなお立ち遅れており、中でも人口五万人以下の中小市町村の普及率が二六・九％と低い状況にあります。（略）市町村合併の促進や経済低迷による財政の状況などから、今後の下水道整備は、他の排水処理施設との役割分担を明確にし、コスト削減を図りながら、より効率的で効果的な整備を推進する必要があります」と考えております。」

処理施設とは何でしょうか？②役割分担を明確にするとはどのような意味なのでしょう？①は、農業（漁業）集落排水及び合併処理浄化槽（個別汚水処理施設）です。

②は、平成十五年から、集合処理に比べ、合併処理浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域が、浄化槽市町村整備推進事業の対象地域として追加され、実質的にはどのような市町村でも、この浄化槽整備推進事業の対象地域となることになりました。このことにより、汚水処理を下水道・農業（漁業）集落排水及び合併処理浄化槽の三本立てで行うという国の方針が明確化されたものです。

浄化槽委員会は、合併処理浄化槽の機能や経済性・効率性に対して理解が足りないことや合併処理浄化槽の維持管理（清掃・保守点検・法定検査）に対する認識不足が懸念されることから、合併処理浄化槽の面的整備が進まない

適正料金の確保に向けて



一廃掃法委員会
委員長 岡本 浩

私ども、一廃掃法委員会で、適正処理に向けた適正業務の確立と下水道の普及による一般廃棄物収集運搬業務の著しい減少に対処するため、リサイクル関連業務の急速な発展に着目し、一般廃棄物収集運搬に付随する業務を新業務として取り組むための調査研究に重点を置き、委員会全

員で次の事に取り組んでいきます。

第一に、黒瀬理事長が提案された「平成十六年度広島協重点課題」である適正処理に向けた適正業務の確立を目指していく中で、今年度は、平成の大合併のピークを迎える年であります。そうした中、「尿収集料金は、県内の各自治体によって異なり、合併時に各組合員が適正処理に向けた適正業務が出来るよう適正料金を確保する為、広島協として適正なる原価計算の指針を示せるよう原価計算書を作成し適正処理に努めます。そして第二に、全国環境連

の業務マニュアルを基に実務作業のシステム化を検討し、組合従業員全体の作業内容の統一化実現を図ります。

そして第三に、「PFI」の活用が出来るように、全国各地での事例や調査研究を行います。

以上の三点について、各組合員一致協力の下、当委員会を取り組んでいきますので宜しくお願いいたします。

*PFI (Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) とは公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

環境調査・環境アセスメント・受託分析・受託実験

地球環境と人との優しい関係

高い技術でサポートいたします！

株式会社
アサヒテクノリサーチ

本社 広島県大竹市晴海 2-10-22
TEL(0827)59-1800(代) FAX(0827)59-1805
広島営業所 広島市西区草津新町 1-21-35 広島サウスビル 1F
TEL(082)278-8822(代) FAX(082)278-8824

人と地球のいのちを守る



パワフルマスター（強力吸引車）



エコパネル付バキュームカー

《主な営業品目》
1.衛生車
1.塵芥収集車
1.汚泥車
1.高圧洗浄車
1.廃油ローリー
1.脱水処理車
1.貯水槽清掃車
1.給水車

1.圧力散水車
1.薬液散布車
1.ミルクローリー
1.高速発酵処理装置
1.リサイクル装置・施設
1.人浴車
1.その他特殊車
※装置全設

株式会社 **モリタエコノス**

本社 〒581-0067 大阪府八尾市神武町1番48号
ダイヤルイン 0729-95-0605

広島支店 〒739-0321 広島市安芸区中野6丁目9番20号
電話 082-893-2231(代)
FAX 082-893-1312

レポート

広環協第四回理事会報告

去る七月二十日、広環協事務所に於いて第四回理事会が開催された。オブザーバー四名を含む二十四名がこれに出席した。開会に先駆け黒瀬理事長は「先月から今月にかけて理事の方は忙しく大変であった。今後においても大会等を含めよろしく願いたい。」と挨拶を述べた。第一号議案「全国環整連の動向報告」について黒瀬理事長より汚水処理にかかる国の補助金について新聞に掲載された記事の紹介があり、国の地方分権に向けた動きの解説があった。併せて、浄化槽の維持管理内容にばらつきが有りこのままでは、下水道に負けてしまうので、全国環整連で全国的に取り上げていくことの報告がなされた。第二号議案「委員会配属変更の承認」、第三号議案「県との一廃協報告」では市町村合併に係る諸問題につ

いて沈適正処理推進委員長から市町村合併時における一般廃棄物処理計画の策定について、協議が行われていることが報告され、以前行われた、「一般廃棄物行政主管課長会議」の説明資料を踏まえ七月末に県より各市町村へ向けた文書が発信される予定であることが報告された。また茂本副理事長より財産管理による入札資格審査の件について先日、県の財産管理室へ浄化槽保守点検業務と清掃業務をパッケージにしていることで浄化槽法・廃棄物処理法の法令違反

を助長することは是正すべきであり、適正な整理をすべきであると財産管理室に申し入れた結果、今後財産管理室と一般廃棄物対策室と広環協とが共通の認識に立ち、削除を含めて、どう運用していくか協議をしていくこととなったとの報告がなされた。第四号議案「三十周年記念大会について」大会の実施企画について高山企画実行委員長が説明し承認された(注・四ページ参照)。第五号議案「広島市つなぎ対策について」今後における広島市と代替業務

を助長することは是正すべきであり、適正な整理をすべきであると財産管理室に申し入れた結果、今後財産管理室と一般廃棄物対策室と広環協とが共通の認識に立ち、削除を含めて、どう運用していくか協議をしていくこととなったとの報告がなされた。第四号議案「三十周年記念大会について」大会の実施企画について高山企画実行委員長が説明し承認された(注・四ページ参照)。第五号議案「広島市つなぎ対策について」今後における広島市と代替業務



第4回広環協理事会

第二回全国環整連理事会報告

去る七月二十三日東京都内において全国環整連第二回理事会が開催された。広環協からは黒瀬理事長をはじめ、七名が参加した。また五月に行われた広環協の役員改選により専務理事に就任した岡崎元紀氏が全国環整連の理事に新たに就任した。

きちんと策定されるよう国に働きかけている。また、全国における浄化槽維持管理業務が全国環整連方式で足並みをそろえることとして九月に岐阜県で開催される浄化槽タウンミーティングでは一五〇〇名の参加者を見込んでいたが、そこで今後の浄化槽の将来を決定付けた。と挨拶があった。第一号議案「役員の変更に関する件」、第二号議案「埼玉県組合の解散に関する件」について迫田専務理事より報告され、今年度広島県、長

り、新たに各県組合理事長に就任した黒瀬栄治氏(広島県)、岩藤守氏(長崎県)の紹介と、新たに全国環整連の理事に就任した岡崎元紀氏(広島県)の紹介が行われた。第三号議案「部会報告及び部会委員の異動に関する件」について大西部会長(適正処理推進部会)より、平成十六年五月二十四日付で環境省より発せられた「既存の一般廃棄物処理施設において産業廃棄物を受け入れる場合の財産処分について」の解説と、これまで作成してきた全国環整連実務応用マニュアルが完成し、近く発送するので活用して欲しいとの報告がなされた。また年金基金被害者の

会、谷口事務局長より現状の報告がなされ、会長より当事者があきらめずに先頭に立つてやって頂きたいとのコメントがなされた。また立野部会長(浄化槽部会)からは浄化槽の維持管理システムの構築が全国で進められる中、維持管理の充実を目指した他の浄化槽関係団体との協定を進める必要性和共に協定書の案が提案され、審議の結果可決承認された。第四号議案「官製談合に関する件」については、顧問である浅井弁護士より解説があり協議された。第五号議案「岩手県で開催された全国環整連北海道・東北地区協議会総会報告に関する件及び、鹿児島県で開

催された勉強会報告に関する件」が佐藤部会長(合理化部会)、立野部会長より報告された。第六号議案「全国大会に関する件」では滋賀県の小山大会実行委員長からの経過説明の後、「政府に対する要望決議・大会スローガン」について協議され、九月の理事会で最終決定されることとなった。第七号議案「無償団体救援協定締結状況について」では現在のところ広島県をはじめ八県で協定が締結済みで、九月一日に大阪府において締結される予定であることが報告された。また、新潟県の肥田野理事より無償団体救援協定締結と共に昨日起こった水害の状況が報

開催に先駆け玉川会長は「各地においてし尿処理場の投入制限がなされているが、その基となる生活排水処理計画がきちんとされていない。生活排水処理計画が

きちんと策定されるよう国に働きかけている。また、全国における浄化槽維持管理業務が全国環整連方式で足並みをそろえることとして九月に岐阜県で開催される浄化槽タウンミーティングでは一五〇〇名の参加者を見込んでいたが、そこで今後の浄化槽の将来を決定付けた。と挨拶があった。第一号議案「役員の変更に関する件」、第二号議案「埼玉県組合の解散に関する件」について迫田専務理事より報告され、今年度広島県、長

り、新たに各県組合理事長に就任した黒瀬栄治氏(広島県)、岩藤守氏(長崎県)の紹介と、新たに全国環整連の理事に就任した岡崎元紀氏(広島県)の紹介が行われた。第三号議案「部会報告及び部会委員の異動に関する件」について大西部会長(適正処理推進部会)より、平成十六年五月二十四日付で環境省より発せられた「既存の一般廃棄物処理施設において産業廃棄物を受け入れる場合の財産処分について」の解説と、これまで作成してきた全国環整連実務応用マニュアルが完成し、近く発送するので活用して欲しいとの報告がなされた。また年金基金被害者の

会、谷口事務局長より現状の報告がなされ、会長より当事者があきらめずに先頭に立つてやって頂きたいとのコメントがなされた。また立野部会長(浄化槽部会)からは浄化槽の維持管理システムの構築が全国で進められる中、維持管理の充実を目指した他の浄化槽関係団体との協定を進める必要性和共に協定書の案が提案され、審議の結果可決承認された。第四号議案「官製談合に関する件」については、顧問である浅井弁護士より解説があり協議された。第五号議案「岩手県で開催された全国環整連北海道・東北地区協議会総会報告に関する件及び、鹿児島県で開

催された勉強会報告に関する件」が佐藤部会長(合理化部会)、立野部会長より報告された。第六号議案「全国大会に関する件」では滋賀県の小山大会実行委員長からの経過説明の後、「政府に対する要望決議・大会スローガン」について協議され、九月の理事会で最終決定されることとなった。第七号議案「無償団体救援協定締結状況について」では現在のところ広島県をはじめ八県で協定が締結済みで、九月一日に大阪府において締結される予定であることが報告された。また、新潟県の肥田野理事より無償団体救援協定締結と共に昨日起こった水害の状況が報

告された。(別枠参照) また、新潟県の組合事業所においても事務所作業車両が被災しており車両、事務機器、義援金等の要請がなされた。第八号議案「定款変更について」は先日七月十六日に環境大臣の定款変更が認可されたことが報告された。



全国理事会

新潟県災害報告



七月上旬に発生した新潟県での大雨による災害については各種で報道されたが、七月二十三日に開催された、全国環整連理事会で被災県である新潟県環境整備事業協同組合の肥田野理事長より被災状況と共に先日新潟県と新潟県環境整備事業協同組合との間で締結された「災害時における無償団体救援協定」による災害救援状況と成果が報告された。

「新潟県では無償団体救援協定につきまして先月六月十六日に協定書の調印式を行いました。これについては新聞にも報道され、地元のテレビ、ラジオにも私が生出演して状況を報告させて頂きました。今年初めて当組合の総会へもテレビカメラが入りそのようが

二ニュースで映されました。そんな矢先一カ月も経たないうちに突然大変な水害に見舞われ、とてもないことが起こりまして今もって全く復旧がされておられません。当組合からは先週の土曜日から連休に掛けて休日で返上で救援活動を実施しました。さらに昨日、今日、明日と車両二十台、人員五十名ほど駆けつけております。現状は惨憺たる状況でございます。一番ひどいのは三条市というところでございます。そこでは堤防が決壊して一万三千世帯ほどが床上浸水で、それも一階の背の高さほどのところまで水が来てしまった状況で、今現在は畳の搬出、家具電化製品等々全て家の中から出されて路頭に積み上げられているという状況です。家の中には泥

が堆積しておりまして、泥の排除に非常に手間取っております。その泥も積み上げられており非常に惨憺たる状態で、気温も高いせいで相当いろんな臭いが、強烈な腐敗の臭いや、車もひっくり返っておりますのでこぼれたガソリンやオイルの臭い、一回雑巾で泥を拭きますと油で雑巾がネットになり非常にほかほかという現状であります。ボランティアを募集して一生懸命活動しておりますがなかなか現地の市でもどうやって対策をたていくのか未だに混乱をしております。臨時で体育館等に寝泊りしている人がまだ二〇〇〇人を超えているという状況で、いつ目処が付くのか分からないという状況です。そういった中我々団体として一生懸命支援活動

パソコン版
『し尿収集／浄化槽管理システム』

メリット

- 各種情報の管理の徹底、事務作業の軽減をお約束します。
- 得意先の情報管理
- 作業計画／実績・請求・入金・未回収金といった一連の基幹業務の管理
- 届出資料発行
- 点検／清掃実績管理
- 金融機関との連携

サポート

詳細な操作説明書を標準でご用意しておりますし、遠隔地でもリモート接続を用いてシステムの運用を強力にサポートいたします。また、他社システムにはない、定期的なバージョンアップを実施しております。

パソコン1台での運用、複数台でのパソコンLAN構成での運用や、HHT(ハンズフリーターミナル)・バーコードリーダーを用いた運用など、様々な内容をご用意しております。

株式会社 ジーテック

〒730-0051 広島市中区大手町5-17-13 G0&D0c 14F
TEL: 082(504)0555(代) FAX: 082(504)0501
http://www.gtec.co.jp gtecmail@mx.gtec.co.jp

水質を浄化し、住みよい環境を守る……

し尿浄化槽、
コブプラ排水の殺菌消毒に

一回の薬剤投与で長時間にわたり殺菌力を持続します。

日曹メルサン

溶解にすぐれ、強い殺菌力を誇ります。

日曹ハイクロン

DPD法

日本曹達株式会社

広島県薬業株式会社

「全国環整連第30回全国大会」 開催概要

会 期 平成16年10月7日(木)・8日(金)
開催場所 大津プリンスホテル
(住所) 滋賀県大津市におの浜4-7-7
(TEL) 077-521-1111

主 催 全国環境整備事業協同組合連合会
担 当 全国環整連東海近畿地区協議会
(滋賀県環境整備事業協同組合)

後 援 環境省、滋賀県、大津市、滋賀県市長会、滋賀県町村会

大会日程

平成16年10月7日(木)

1. 講 演 13:20～16:20
2. 方 針 16:30～17:50
3. 前夜祭懇親会 18:30～20:40

平成16年10月8日(金)

4. 大会式典 9:30～10:30
5. 大会本会議 10:40～12:30

浄化槽の日(10月1日)

「浄化槽の日」は、浄化槽の普及促進及び浄化槽法の周知徹底を通じて、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に資することを目的として、昭和62年に当時の厚生省、環境庁、建設省の3省庁が主唱し制定されたものです。毎年10月1日を中心として、恒久施設としての浄化槽に関する行事等が全国各地で開催されており、今年度、環境省が主催する「浄化槽タウンミーティング」が全国12箇所で開催されます。このタウンミーティングは地域住民、市町村長、都道府県担当者、国、学識経験者、技術者、環境NPO等による対話形式でおこない、家屋がまばらな地域での污水处理施設の整備のあり方など地域特性に応じた生活排水対策について、コンセンサスの形成(意識改革)等を図るものです。9月22日には岐阜県で開催され、当広環協からも参加する予定でいますので内容については次号で参加報告する予定です。

30周年記念 廃棄物適正処理推進大会 「生活排水処理の未来を考える」 ～下水道と浄化槽～

開催概要

開催日時 平成16年11月15日(月)
(開 場) 13:00 (開 演) 13:30

開催場所 県民文化センター 多目的ホール ※駐車場はございません。
(住所) 広島市中区大手町1丁目5-3 (TEL) 082-245-2311

大会テーマ 「生活排水処理の未来を考える」～下水道と浄化槽～

実施目的 地方の時代といわれる中、市町村が担うべき生活排水対策を、地域環境、地方財政など様々な角度から検証することで、住民生活の基盤を支える将来の望ましい生活排水処理の在り方考える。

主 催 広島県環境整備事業協同組合
共 催 全国環境整備事業協同組合連合会
後 援 広島県、広島市、(財)日本環境整備教育センター、市長会(予定)、町村会(予定)

対 象 行政関係者、国、県、地域事務所、市町村、一部事務組合、全国環整連関係、関係諸団体、組合員

参加者予定数 500名



平成15年「廃棄物適正処理推進大会」より

到達したのは、次世代の環境性能。お届けするのは、大きな安心です。

日本を代表する小型トラックとしての誇りと責任。それは最先端クリーンテクノロジーのすべてを結集し、環境にやさしいトラックをいち早くお届けすること。いすゞは、大切な人と大切な環境のために、生活に直結する問題を運び、物流の革新を担うトラックの環境負荷を可能な限り少なくしたいと考えます。そのために新型エルフ[ELF-KR]は、1400気缸もの超高压燃料噴射を実現した新型コモンレールや、9速キャタコンバータ(変速機構)を採用し、最適な統合制御によって、平成15年排出ガス規制をいち早くクリアしました。より長く、安心して使えるトラックをお客様へ、新型エルフ[ELF-KR]登場。



KR
次世代環境トラック
ELF
登場

右記の規制・制度にすべて適合。
お客様への安心を先取りしました。

国内初! 新短期(平成15年)排出ガス規制 適合

●東京環境整備事務所平成17年規制 適合 ●東京新指定排出基準 適合 ●平成13年騒音規制 適合
●七都府県市/内閣府指定排出基準 適合 ●自動車VOC・PM2.5 適合 (2002年6月現在)

ISUZU いすゞ自動車中国株式会社

〒733-0822 広島市西区庚午4丁目12番2号 電話 082-271-1111(代表)

環境の声に耳をかたむけて。



環境アセスメント 水質分析 大気測定 作業環境測定
騒音・振動測定 飲料水検査 潮流調査 生物相調査

平成16・17年度環境省ダイオキシン類受注資格取得、特定計量証明事業者(MLAP)取得
水道法に基づく厚生労働省登録水質検査機関、環境省指定土壌汚染状況調査機関

株式会社 **エヌ・イー サポート**

本社 〒733-0812 広島市西区己斐本町3丁目13番16号 TEL (082) 272-9000(代)

支店	〒730-0049 広島市中区南竹原町2番32号	TEL (082) 246-4380(F)
支店	〒730-0812 広島市中区地蔵町2番18号	TEL (082) 247-1180(F)
支店	〒134-0084 東京都江戸川区東葛西4丁目19番5号	TEL (03) 3673-3641(F)
支店	〒555-0033 大阪府西淀川区船場5丁目4番10号	TEL (06) 6472-9772(F)
支店	〒700-0804 岡山市中津町2丁目1番8号	TEL (086) 221-7205(F)
支店	〒812-0016 福岡市博多区博多駅前5丁目5番17号	TEL (092) 475-2323(F)
支店	〒720-0817 岡山市古野町1番14号	TEL (084) 920-4968(F)
支店	〒145-0014 東京都板橋区板橋1丁目2番2号	TEL (03) 41-4305(F)
支店	〒760-0017 高松市番町2丁目10番10号	TEL (087) 823-9638(F)

URL: <http://www.nsupport.co.jp> E-mail: n-support@n-support.co.jp

ポエック株式会社 平成15年1月 第13回 全国ニュービジネス大賞 優秀賞受賞
21世紀、私たちはさらなる飛躍を目指します!

ポンプ関連事業

各種ポンプ・ブロウ・送風機
水質測定器・水処理剤
浄化槽関連機器

サービス&メンテナンス

ポンプ・送風機・産業用機械類
の修理

新商品

電気不要消火装置
オゾン脱臭装置
ガス発生装置
水中攪拌機

■本社 ISO9001 認証

〒721-0973 広島県福山市南蔵王町2-1-12
TEL(084)922-8551(代) FAX(084)922-8552

岡山営業所 東京営業所 広島営業所
松山営業所 大阪事務所 長崎支店
関係会社: 輔三和テスコ(研究所・工場)

広島営業所
〒731-0136 広島市安佐南区長東西2-4-34-1
TEL(082)238-7105 FAX(082)238-7168

【詳しくはホームページをご覧ください。】
<http://www.puequ.co.jp>

浄化槽維持管理業向け
トータル管理システム **環助21**

業態独特の顧客管理項目

作業予定作成・管理機能

作業実績管理機能

多彩な売上・未収金管理機能

契約状態管理機能

金融機関自動引落し機能

無料デモンストレーション随時受付中

資料請求・デモお申し込み・その他お問い合わせはこちらまで

開発元

有限会社インティ

〒740-0028 山口県岩国市橘町1丁目9-13
TEL 0827-22-7746

東芝システム株式会社

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-5-19
TEL 092-481-1201